

文科省、“特別非常勤講師”と“中学・高校教員”の 「小学校英語」指導を教員免許法施行規則に位置付け！

大学での「小学校英語」の教員養成は、
現行の「外国語コミュニケーション」（必修・2単位）で対応

旺文社 教育情報センター 20年6月

小学校学習指導要領が改訂され、23年度から5・6年生に外国語(英語)活動が導入されることを受け、文科省は、教員免許状をもたない“特別非常勤講師”や、“中学・高校の英語教員”が小学校英語の指導ができるよう、教育職員免許法(以下、免許法)の施行規則を改正する。

また、中教審答申『今後の教員養成・免許制度の在り方について』(18年7月)で提言された「教職実践演習」を免許状取得の必修科目として制度化する改正も行う。

改正の施行時期は、21年4月からの予定である。

■「小学校英語」導入を受けて

<免許法施行規則の改正>

小学校5・6年生の「外国語(英語)活動」は、21年度から移行措置、23年度から完全実施(各学年週1コマ必修)となるが、“教科ではない”ため、「小学校教諭免許状」(短大＝二種免許状、大学＝一種免許状、大学院＝専修免許状)を取得していなくても、法的には英語活動の指導ができる(現行の「総合的な学習の時間」などと同様の扱い)と解される。

また、小学校教員はこれまで英語教育や外国語教授法などの専門的教育をほとんど受けておらず、英語活動の指導経験も少ない。

こうしたことから、小学校英語は当面、教員免許状をもたない“特別非常勤講師”や“中学・高校の英語教員”などを含めた外部人材の活用が不可欠で、そのための規定の整備が求められていた。

●「相当免許主義」の例外

ところで、教員免許は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校など、学校種別に授与され、さらに、中学・高校では教科別に授与される、所謂「相当免許主義」の形態をとっている。そして、教員は各“相当”の免許状をもたなくてはならないと規定されている。

ただ、免許状の弾力化として、「相当免許主義」を原則としつつ、次のような例外措置も図られている。

>特別非常勤講師制度

免許状をもたないが、社会的経験が豊富で有能な人材(＝特別非常勤講師)を学校現場に招致するための例外措置(免許法第3条の2)。

特別非常勤講師が指導できる事項は、現行では「道徳」や「総合的な学習の時間」の一部、小学校のクラブ活動などとされている（免許法施行規則第 65 条の 7）が、これに今回の省令改正で「外国語活動の一部」を追加する。

➤ 中学・高校教員の小学校での教科指導

中学・高校教員は、それぞれの免許状に係る教科に相当する教科を小学校で指導することができる（免許法第 16 条の 5）。

小学校英語は“教科ではない”ため、現行では上記の規定から外れてしまう。そのため、今回の省令改正で、教科に関する事項（免許法施行規則第 66 条の 3）に「外国語活動」を位置付ける。

＜大学における教員養成＞

英語活動の指導ができる小学校教員の養成は、小学校英語の条件整備のひとつとして喫緊の課題である。しかし、現行の免許法の規定では、小学校英語は“教科ではない”ため、大学における教員養成において、国語や算数、理科、社会、音楽、図画工作、家庭、体育といった教科教育法と同様の「小学英語教育法」（仮称）などの修得は、小学校教諭免許状の取得要件とならない。

現行の免許状取得に必要な科目（大学での養成）としては、「教科に関する科目」や「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」などのほか、「その他の科目」として日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・情報機器の操作（各 2 単位）の単位修得が必要である。したがって、教員養成における小学校英語については、「外国語コミュニケーション」によって、最低限の対応はできると判断されているようだ。

ただ、文科省としては当面、免許状取得の法改正までは行わないまでも、各大学の小学校教員養成において、小学校英語教育を視野に入れたカリキュラムの展開等に期待しているようだ。

現在、国立大の小学校教員養成課程や一部私立大の教員養成系では、小学校の英語教育や活動を扱った演習科目の開講や、学生がアシスタントとして小学校の英語活動に参加する出張授業など、より実践的な小学校英語教育を視野に入れた教員の養成も行われている。

＜学校現場では＞

小学校では、英語活動を誰が、どのように指導していくかが課題だ。当面は、学級担任と外部指導者による「ティーム・ティーチング」等の形態が中心となろう。

しかし、英語授業の経験の少ない 40 万人以上の小学校教員を一斉に研修することは難しい。当初は、指導者養成研修として各都道府県・政令指定都市・中核市指導主事等のほか、中核教員養成として各学校の代表で研修が実施される。5・6 年生の全学級担任には研修資料（CD 付）が配付されるという。

こうしたことから当面、英語活動の実践面では外部指導者への依存度が高まるものとみ

られる。外部指導者としては、ALT(Assistant Language Teacher : 外国語指導助手)や JTE (Japanese Teacher of English : 日本人英語講師)のほか、中学・高校の英語教員や地域人材などがあげられる。

ALT は、JET プログラム (語学指導等を行う外国青年招致事業) による招致と各自治体が独自に採用・雇用する場合があるが、いずれも小学校への人員配置が十分に行われるのか、懸念される。また、中学・高校の英語教員についても、自校の授業で手一杯の状態、時間的な余裕がないのが実態のようだ。

ALT の確保や中学・高校の英語教員の協力が難しいとなると、当面は JTE の活用や地域人材の協力を頼らざるを得ないようだ。

いずれにしろ、小学校における英語活動が必修となったことで、小学校から中学、高校、大学へと、各学校段階での英語教育の在り方やそれぞれのつながりなど、英語教育全体がこれまでと大きく変わることも考えられる。

グローバル化時代に相応しい英語教育の成果をあげるためにも、これまでのように受験英語に収斂されるのではなく、各学校段階を一貫したナショナル・カリキュラムの構築や相互の連携・協力、教員の研修と養成がこれまで以上に求められる。

■教職課程の質的水準の向上に向けて

<「教職実践演習」の必修化>

中教審答申『今後の教員養成・免許制度の在り方について』(18年7月)では、教員に対する揺るぎない信頼を確立するために、養成、採用、研修等の改革を総合的に進める必要があるとしている。とりわけ、教員養成・免許制度の改革は他の改革の出発点となる重要なものであると位置づけ、「教職実践演習」の新設・必修化、「教職大学院制度」の創設(20年度開設)、「教員免許更新制」の導入(21年度施行)を改革の具体的方策の柱に据えた。

この答申を受け、文科省は、これまで制度化されていなかった「教職実践演習」を免許状の授与のために修得が必要な科目として「教職に関する科目」に位置付けるために、免許法施行規則の改正を行う。

答申では、「教職実践演習」には、①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項、②社会性や対人関係能力に関する事項、③幼児、児童生徒の理解や学級経営に関する事項、④教科・保育内容等の指導力に関する事項を含めるとしている。また、授業方法については、役割演技(ロールプレーン)やグループ討議、事例研究、模擬授業等を取り入れることが適当としている。履修時期は、すべての科目の履修済み、あるいは履修見込みの時期(通常は4年次の後期)に設定し、最低履修単位数は2単位程度が適当としている。

文科省としては、関係者の意見も踏まえ、21年度から施行の方向で調整している。

なお、現在、「教職に関する科目」として「総合演習」(2単位)が必修となっているが、大半の大学で「総合演習」と同趣旨の科目が教養科目として開設されていることなどから、「総合演習」は「教職に関する科目」としては廃止される。